

ハイレベルイベント

レジリエンス構築における責任ある企業行動の役割—2021年1月21日

主要な成果、見解および提言

本ノートは[英語版](#)をもとに日本語訳したものです

背景

本成果ノートは、2021年1月21日に OECD、ILO および EU の共催によるハイレベルイベント「レジリエンス構築における責任ある企業行動の役割」における主要なコメントおよび提言を要約したものである。

本イベントは、日本の視点に焦点を合わせたものであり、日本政府関係者ならびに EU、企業、労働者団体、市民社会および主要な専門家の代表が一堂に会する機会となった。議論の中心は、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）のパンデミックへの対応においてレジリエンスの構築における責任ある企業行動の役割（RBC）と国際労働基準との相乗効果ならびに持続可能な開発を支持する貿易および投資に関連した[日EU 経済連携協定](#)の条項を実施する取り組みについてであった。

登壇者は、[「ビジネスと人権」に関する行動計画](#)に関する見解を述べ、[OECD 多国籍企業行動指針](#)、[ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言](#)などの国際的に認識された OECD および ILO の文書に沿った RBC／企業の社会的責任（CSR）の実施強化の機会について共有した。本イベント中に参加者から提出された質問については、バックグラウンドノートおよびプログラムとともに本イベントのウェブサイトに掲載されている（[RSCA のウェブサイト](#)を参照）。本イベントは、アジアにおける責任あるサプライチェーン（RSCA）プログラムの下で開催された。

ハイレベルコメント

田島浩志 外務省経済局兼総合外交経済局審議官

- COVID-19 の影響により、多くの企業が、規模にかかわらず試練の時期を迎えており、また、その元で働く労働者の雇用の問題が焦点となっており、RBC の役割が今まさに問い直されている。
- 日本における RBC 関連の最近のポジティブな進展は以下のとおり。

- 発効したばかりの日英包括的経済連携協定（EPA）には、日 EU・EPA に続き、「貿易及び持続可能な開発（TSD）」に関する章が設けられている。
- 2020 年 8 月、「環境デュー・デシリジェンス入門」が策定され、同環境 DD 入門は、OECD の「責任ある企業行動のための OECD デュー・デシリジェンス・ガイダンス」を参考として策定されている。
- 2015 年の G7 首脳宣言には、G7 が国際的に認識された労働、社会および環境上の基準、原則およびコミットメントがグローバル・サプライチェーンにおいてより良く適用されるために努力する旨がうたわれている。そうした努力の一環として、G7 首脳は国連指導原則（UNGP）を支持し、ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）を策定する努力を歓迎した。日本は、企業活動における人権尊重の促進のため、2020 年 10 月に NAP を策定した。
- 日本 NCP は、2020 年、初めてオンラインでのあっせんを実施した。こうした試みが、NCP の機能強化につながることを期待している。
- 日本政府は、COVID-19 からの復興措置の文脈においても、RBC やガイドラインの普及が、企業の更なる国際展開につながる大きな一助となると考えている。
- サプライチェーンが一層複雑化し、デジタル化などのイノベーションにより、大小を問わず企業がグローバル市場に進出する中、ガイドラインを始め、RBC は、企業活動の現場で信頼を醸成し、ビジネスをより円滑にしていくための環境整備を後押しするものとなっている。
- 日本政府は、EU、OECD、ILO とも連携し、国際社会におけるこれらの指針の周知を支援し、公平な競争条件を確保した上での自由で公正な企業活動を一層促進していく。

エヴァ・シノビエツ 欧州委員会貿易総局アフリカ／カリブ海／太平洋／アジア・貿易と持続可能な開発・グリーンディール局長

- 欧州委員会は、持続可能な経済成長に向けた活動を最優先事項の一つとしてきた。こうした目的が、2019 年 12 月に採択された欧州グリーンディール戦略の一部を成す EU の気候および環境保護に関する EU の取り組みの主要な推進力となっている。同戦略では、2050 年までに EU 経済が温室効果ガスの実質排出ゼロを実現することを予測しており、後に続く志を同じくするパートナーとの連携関係を模索している。
- 持続可能性を事業計画の中核に据え、効果的でリスクベースのデュー・デシリジェンスを実施している企業は、パンデミックが労働者、ビジネスパートナーおよび顧客に及ぼす負の影響を防ぎ、軽減する態勢が最も整っている。
- 責任あるビジネス・プラクティスは、商取引関係を持続可能なものとするための主要な要素の一つである。欧州委員会は、RBC およびデュー・デシリジェンスに関する EU の内部枠組みの強化にコミットしている。

- 今年6月、欧州委員会は、「持続可能なコーポレート・ガバナンス」に関する立法提案を採択する予定である。同案は、企業がサプライチェーン全体を通じて人権および環境デュー・ディリジェンスを実施する水平的義務をEU会社法の下で導入するものである。本案は、デュー・ディリジェンスを含む持続可能性に関する情報開示義務を合理化する改正非財務情報開示指令により補完される予定である。
- 欧州委員会は、デュー・ディリジェンス分野における国際的ガイドラインを長年支持してきた立場から、EUによるいかなる将来的義務も、国連、OECD および ILO の枠組みの中で既に策定された一連の文書を基礎に据える予定である。

麻田千穂子 ILO事務局長補・アジア太平洋地域総局長

- ILOは、2019年と2020年の第4四半期を比較した結果、世界の労働時間が17%減少したと推計している。これは、4億9,500万人分のフルタイムの雇用に相当し、それに応じる形で労働所得が10.7%減少したことになる。この規模の影響は前例がない。
- 日本も例外ではない。2020年第2四半期には、国内経済は前期比で年率29.2%のマイナス成長となり、1955年の統計開始以来最大の縮小幅を記録している。
- 労働者、特に非正規雇用の労働者、とりわけ女性およびシングルマザーならびに深刻な影響を受けたセクターの労働者の脆弱性が明らかになった。
- ILOは、社会的に責任あるビジネス・プラクティスは、企業が長期的に経営する上で今や選択肢ではなく義務であると考えている。
- RSCAプログラムなどのILOによる研究では、日本のサプライチェーンにおける既存の慣行とILOの多国籍企業宣言の主要な要素との間で、大きく一致するところがあることが明らかになった。例えば、サプライチェーンに沿って労使関係が相互尊重の下に築かれていることが挙げられる。日本では、三者構成原則も根付いている。

河野正道 OECD事務次長

- RBC および民間セクターとの連携は、現在の経済再開の取り組みを長期的なレジリエンス、すなわち企業、サプライチェーン、社会および地域社会が進行中および将来の世界的ショックから立ち直る能力につながるようにする上で鍵となる。
- 2020年は、長期的なレジリエンスよりも短期的な経済成長ばかりに集中することが巨大な莫大なコストになり得ることを示した。
- この点において、RBC が役に立つ。OECD 多国籍企業行動指針、責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスなどの文書は、危機において企業が環境、社会およびガバナンス問題に対処する枠組みを提供するのみならず、企業の事業およびサプライチェーンを将来も維持できるものにしてくれる。
- RBC はまた、貿易、生産の国内回帰および必需品の供給確保に関する議論を再燃させることになった。危機の時代において、いかに貿易の流れおよび持続可能な貿易を維持するかを検討するにあつ

ては、企業および政府が主要なサプライチェーンの長所および脆弱性を正しく理解し、これに照らしてレジリエンスの枠組みを組み込む必要がある。

- 近年の日 EU 経済連携協定（EPA）の貿易および持続可能な開発に関する条項において RBC 文書に言及していることは、信頼醸成における RBC の役割を貿易および持続可能な開発の優先事項と関連付ける重要な機会である。この議論は日 EU にとって重要であるのみならず、同様の貿易協定が施行または交渉中である分野および日 EU が模範を示して主導できる分野において、地域全体に関連性がある。

ラウンドテーブルディスカッション

山田美和 ジェトロ・アジア経済研究所（IDE-JETRO）新領域研究センター法・制度研究グループ法・制度研究グループ長

- 日本企業は、サプライチェーンにおけるディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）および RBC の推進によって SDGs に貢献することができる。人権尊重、経営の透明性、説明責任および建設的な労使関係を支援することで、サプライチェーン全体のレジリエンス、持続可能性、企業価値の向上につながる。説明責任、透明性および法の支配は RBC にとっての基本である。日本は、責任あるサプライチェーンに関するリーダーとして、特にアジアにおいて、果たすべき重要な役割がある。
 - RSCA プログラムの下、タイにおける日本の自動車部品のサプライチェーンに関する IDE-JETRO と ILO の共同研究 では、タイの子会社における本社の労働 CSR 方針の実施状況、子会社とサプライヤーおよび労働者とのエンゲージメントの状況について分析した。その結果、企業は現地のパートナーや従業員を尊重し、社会的対話や労使間のコミュニケーションを重視していることが判明した。また、サプライヤーとの信頼関係が非常に重要であることが明らかになった。IDE-JETRO と ILO は、2021 年 2 月 4 日に自動車部品のサプライチェーンに関するセミナーを実施する予定である。
- 日 EU の貿易および持続可能な開発（TSD）に関するアジェンダは、どのような貿易・通商がどのような市場・社会につながるかということに関するものである。EPA および戦略的パートナーシップ協定は、この点において効果的な文書である。**TSD 章はマルチステークホルダーによるエンゲージメントの機会を創出する。この機会をより多くの企業、労働者団体および市民社会団体に開くことは重要である。**意味のあるエンゲージメントのためには、市民空間および自由で開かれた社会が保証されていることが非常に重要である。
- 人権尊重および RBC は、COVID-19 から環境にやさしい形で回復する上でのベースラインである。サプライヤーとの信頼関係については上記研究で明らかになったが、これらの課題を克服する上で役に立つ。
- 政府には、企業が人権、労働、環境基準およびグッド・ガバナンスを含む RBC を実践可能にする環境を整える上で果たすべき役割がある。特に、各国政府は、企業が単独では軽減できない構

造的リスクに対処すべきである。日本企業が目標市場におけるRBCを推進するためには、**政府間協力および対話も不可欠である**。IDE-JETROは、貢献する準備があり、RSCAプログラムが地域に相乗効果をもたらすことを期待している。

市村彰浩 経団連労働法規委員会国際労働部会長

- ILOは、RSCAプログラムの下、エレクトロニクスおよび自動車部品産業に関する調査を実施し、日本の企業慣行について評価を行った。調査では、日本企業による優れた労働慣行が明らかとなり、サプライチェーンにおけるCSRの重要性が強調された。また、政府に対し提言が行われた。加えて、
 - 企業側は、各国政府が持続可能なサプライチェーンを実現可能にする環境を整備するよう要請した。これにより、レジリエンス、持続可能性および企業価値の向上につながる。
 - 調査結果からは、客観的かつ透明性のある人事方針のため、現地従業員に対する研修およびスキル開発が従業員の能力およびモチベーションの向上につながることを示唆された。同調査は、ケーススタディによって能力開発の開かれたプラットフォームを構築し、グッドプラクティスの例を提供し、さまざまな省庁との建設的な対話を促進する必要があると結論付けた。
- 経団連は、経団連企業行動憲章に基づき、2020年10月に調査を実施し、その結果、労働者の安全および健康、事業の継続ならびに従業員および労働組合との対話にとりわけ関心があることが明らかになった。
- 経団連は、**NAPの公表が企業および人権に関するイニシアティブを加速する機会になるとみなしている**。NAPに規定されている問題を解決する上で、**政労使三者による議論が非常に重要である**。

逢見直人 日本労働組合総連合会（連合）会長代行

- パンデミックが今後も長引けば、失業の拡大が懸念される。女性、パートタイム労働者およびフリーランスなどの弱い立場にある人々への悪影響は既に明白である。したがって、社会のセーフティネットを強化することが重要である。
- 政府、労働者および使用者は、この危機を乗り越え、失業を最小限に抑えるために、社会的対話を通じて情報および理解を共有する必要がある。このような危機の時代において、人権および労働者の権利が尊重され、守られ、そしてしっかりと根付いているかどうかを確かめている。
- 連合は、サプライチェーンに関する国際基準の周知を促している。しかし、連合は、**使用者もしくは組合またはその双方が、国内法を遵守するだけで十分であると考えているという状況に直面することがある**。組合および使用者の双方が、この点について理解を深める必要がある。
- 日本のNAPを歓迎する。**企業活動における人権保護については、組合と使用者との間の対話を通じた検証によって、CSRおよび責任ある企業行動に貢献するものと考えている**。

- ステークホルダーによる効果的なモニタリングが、日 EU・EPA の TSD 章の実施の鍵であると考えている。NAP および EPA はいずれもモニタリングの有効性を高めることにつながるため、労働組合はこのプロセスに十分に関与すべきである。
- また、日本政府に対し、中核的労働基準を定め、両文書において言及されている 2 つの ILO の条約（第 105 号および第 111 号）を批准する取り組みを加速化するように要請する。

古谷由紀子（一財）CSO ネットワーク代表理事

- COVID-19は、企業、労働者および地域社会の双方に重大な社会的影響を及ぼしている。多くの労働者が職および住まいを失った。日本では、女性の自殺も急増している。
- サプライチェーンには、人権および環境に関する問題が多数存在する。市民社会は、パーム油およびプラスチックに関連する問題に取り組んでおり、より良い連携が生まれつつある。
- CSOネットワークは、2019年、市民社会の観点からCSRを強化するため、ILOと共同で日本企業のグッドプラクティスを整理した。
- 企業活動は社会を豊かにするが、同時に恵まれない立場の、取り残された人々を生み出してしまふ。AIなどのテクノロジーは有用であるが、弱い立場にある人々にはその利点が見いだせないことが多い。したがって、救済措置へのアクセスが不可欠であり、現在の枠組みは十分ではないため強化すべきである。政府がCSOネットワークと共同で、国内人権機関の設立を支援するよう要請する。

木下由香子 在欧日系ビジネス協議会（JBCE）CSR委員長

- このアジェンダが日本企業に及ぼす影響は高まりつつある。我々は、会員企業に対し、持続可能なコーポレート・ガバナンスおよびデュー・ディリジェンスに関するEUの新法の対象になる可能性があることを伝えており、これらの方針の策定に情報提供できるよう努力している。
- バリューチェーンはグローバルであるため、EU法は、ビジネスパートナーからの要請という形で、またリスク管理慣行への影響が広がる可能性がある。
- 欧州企業は、デュー・ディリジェンスを実施する準備ができていた企業を優先するだろう。これらの新しい規則が実施されれば、RBCは欧州市場における競争上の優位性となるだろう。
- 欧州に進出している会員企業からは、3つの重要な視点がある。
 - 国際基準の重要性。国際基準により、議論において、国ごとの相違を乗り越えることができる。進出している企業にとってのコストの一つは、国によって異なる法律に対応するコストである。**EUにおける国際基準の調和は、何よりも重要である。これによって、デュー・ディリジェンスが単なるコンプライアンスの問題に矮小化されることもなくなるだろう。**
 - 責任の範囲は重要な問題である。企業が責任の範囲のみに関心がある場合は、法律の影響は最小限になるだろう。**積極的なデュー・ディリジェンスを推進するため、法律に加え、法律に伴う措置もまた重要である。これにはデュー・ディリジェンスに関するガイダンスや、企業に対**

しさらなる取り組みを促すインセンティブが含まれる。デュー・ディリジェンスを推進し、奨励することは政府の役割の一つである。

- いかなる新制度も、デュー・ディリジェンスに関する企業の取り組みおよび慣行を認識しなければならない。企業は、「何もかも」含めるよう求められれば途方に暮れることになるため、どのようなデュー・ディリジェンスが必要なのかに関する詳細な指示や助言が必要である。

高橋大祐 弁護士（真和総合法律事務所パートナー）

- 企業、市民社会およびその他の主要なアクターの間で、NAP策定に関する対話が続けられてきた。その結果、ステークホルダーの作業部会の委員は合意に達し、**NAPに関する「ステークホルダー共通要請事項」**を公表、政府に主要な提案を行った（意見の英訳については[こちら](#)、[こちら](#)および[こちら](#)を参照）。
- デュー・ディリジェンスに関しては、投資家および市民社会からの要請が増加する傾向にあり、企業に対する期待が高まっている。「共通要請事項」文書に記載のあるとおり、**RBCのためのデュー・ディリジェンスを実施する上で企業を推進し支援する具体的な政府による措置を必要としている**。環境デュー・ディリジェンスに関するガイドラインはこうした支援の一例である。しかし、我々はより広範な支援提供を必要としている。
- **人権デュー・ディリジェンスに関するガイドライン、中小企業向けの協議スキーム、公共調達におけるデュー・ディリジェンスに対するインセンティブおよび情報開示の枠組み**を必要としている。これらは、政府がNAP実施プロセスにおいて講ずるべき重要な措置である。
- 日EU・EPAのTSD章は、日本政府、企業およびその他のステークホルダーに対し、EUのカウンターパートとの間で、**RBCを推進するベスト・プラクティスの例を共有するプラットフォーム**となり得る。
- ビジネスと人権ロイヤーズネットワークジャパンおよびグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンは、企業、弁護士、研究者および市民社会と共に自主的なマルチステークホルダー・グループを立ち上げ、責任ある企業行動及びサプライ・チェーン推進のための対話救済ガイドラインを策定した。しかし、**企業単独では救済の問題に対処することはできない**。この問題で進展を得るには、より広範な協力が必要であり、**NCP、市民社会および国際機関との協力を必要としている**。

政府登壇者の意見

- **河野美奈子 外務省経済局経済協力開発機構室課長補佐、各国連絡窓口（NCP）**は、参加者に対し歓迎と謝意を表し、外務省、厚生労働省および経済産業省から構成される日本 NPC の役割について説明した。
- **富山未来仁 外務省総合外交政策局人権人道課長**は、NAPは企業活動において、人権は尊重されるべきという政府の政治的意思の表れであると説明した。NAPはこれまで、各省庁が人権分野で取り組んできた個別の措置をビジネスと人権という横串で捉え、関係省庁間の一貫性の確保を目指している。NAPには、各措置の担当の省庁が記載されている。救済へのアクセスについては、NAPには日本 NCP の活動の広報および運営の改善が含まれている。NAPの実施を通じ、人権の

保護・促進および SDGs の達成への貢献を図っていく。これにより、企業価値および競争力の向上につながる。NAP は、人権デュー・ディリジェンスの導入を義務づけるものではなく、企業への期待を表明している。このことから、RBC の重要性の意識啓発は重要である。企業、市民社会団体、国際機関などの幅広いステークホルダー関与の下、NAP の実施のフォローアップに取り組んでいきたい。

- **平嶋壮州 厚生労働省大臣官房国際課国際企画・戦略官（NCP）** は、同省は積極的に RBC を推進しており、アジア各地における労働者の権利尊重の改善に焦点を合わせたさまざまなプロジェクトを支援していると述べた。これに関連し、同省は 7 件の異なるプロジェクトに約 700 万ドルを拠出している。これには、例えばベトナムにおけるエレクトロニクス・セクターに関するプロジェクトおよび地域全体の児童労働撲滅のためのプログラムが含まれる。社会的に責任ある労働慣行は、企業および労働者の双方にとってウィン・ウィンの結果につながる。COVID-19 のパンデミックを受けて、CSR の重要性は一層認識されてきている。
- **菅生直美 環境省大臣官房環境経済課課長補佐** は、環境省は、環境デュー・ディリジェンスに関するガイドラインを発行し、サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの重要性を強調していると述べた。この分野におけるデュー・ディリジェンス慣行はまだ十分には成熟していない。同ガイドラインは手順マニュアルではないものの、デュー・ディリジェンスのプロセスに関する理解を深めるものである。同ガイドラインはマルチステークホルダーの連携により策定され、OECD のデュー・ディリジェンスに関する基準を反映している。環境省はまた、環境デュー・ディリジェンスに関する企業行動調査を実施しており、2021 年 2 月に結果を共有できればと考えている。
- **浅野義人 経済産業省通商政策局欧州課課長補佐** は、経済のグローバル化が一層進んでいるため、相互理解および協力を築くことが重要であると述べた。これを念頭に、経済産業省は 2013 年、欧州委員会成長総局と共に、これらの問題を議論するため、日 EU 産業政策対話の CSR ワーキンググループを発足させた。経済産業省はまた、2020 年 10 月に開催され、世界各地のビジネスリーダーが一堂に会した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）サミットを支援した。日本では、世界最多の 300 を超える団体が TCFD の提言を支持している。経済産業省は、欧州委員会および OECD と共に、今後も RBC イニシアティブを支援し、持続可能な企業価値の向上を奨励していく。

マデレーン・チュニンガ 欧州委員会貿易総局多国間貿易と持続可能な開発政策・グリーンディール・紛争鉱物課長

- 世界的な COVID-19 の感染拡大により、グローバルな貿易システムの脆弱性およびレジリエンスが明らかになったが、「ニュー・ノーマル」は、パンデミック前の時代とは異なるものになるだろう。効果的なデュー・ディリジェンスおよび RBC には、企業レベルの継続的・持続的な取り組みが必要であり、政策当局者として、我々の共同努力による支援が必要である。

- RSCA プログラムは、この取り組みにおいて重要な手段であるが、経済連携協定に基づき設置された貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会も同様である。
- この取り組みの基礎となっているのが、国際的なデュー・ディリジェンスに関するガイドラインである。日 EU は、OECD、ILO および国連のデュー・ディリジェンスに関するガイドラインの策定およびその実施の推進に当たり協力する。
- 欧州委員会は、欧州企業に総合的なデュー・ディリジェンス法制を導入することを視野に入れているだけでなく、特定のセクターまたは特定の種類の製品における問題に対処するための補完的なセクター別の法律およびイニシアティブにも着目している。これには以下の内容が含まれる。
 - 森林破壊または森林劣化に関連する製品が EU 市場で販売されることを防ぎ、または最小限に抑えるための立法提案およびその他の措置
 - 製品を EU 市場に販売するための、修復可能性、再利用可能性、耐久性などの持続可能性基準を定めた持続可能な製品イニシアティブ
 - 食品事業者の持続可能性パフォーマンスを改善し、持続可能で健康的な食事および責任ある企業・マーケティング行動を奨励するための CSR 行動規範
- 同様に重要なのは、全ての関係するステークホルダーが密接に関与するということである。責任ある企業行動は、政府間で主導するプロセスであるべきではないし、そのようにはならないだろう。責任ある企業行動は、企業のみならず、市民社会、国際機関およびその他の非政府アクターが関与するマルチステークホルダーが主導するプロセスの一環である必要がある。ステークホルダーの見解および密接な関与は、新たなツールを策定するときだけでなく、これらのツール実施のモニタリングにあたっても必要になる。
- さらなる取り組みおよび経験の交換においては、企業が持続可能性を事業計画の中核に据えるようインセンティブを与える方法、サプライチェーン全体における人権または環境への負の影響に係る潜在的リスクを説明するさまざまな選択肢、といった観点を含めるべきである。